

令和元年10月21日

事務担当
農林水産部
○豚コレラ対策チーム
担当：矢野、世古、種村
電話：059-224-2027
○畜産課
担当：中村、巽
電話：059-224-2544

10月25日から三重県全域で豚コレラの予防的ワクチン接種を開始します

「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき国へ提出しました「ワクチン接種プログラム」について、本日（10月21日）、国から確認完了の通知がありました。

これを受け、本日、「家畜伝染病予防法第6条」の規定に基づき、対象となる県内の養豚農場等（70農場）に対し、予防的ワクチン接種を命令する告示を行いました（三重県告示第393号）。

これにより、10月25日から三重県全域においてワクチン接種を開始します。

1 予防的ワクチン接種命令（告示内容抜粋）

- ・実施の目的：県内における豚コレラの発生予防のため
- ・実施する区域：三重県全域
- ・実施の対象となる家畜の種類及び範囲：
　実施する区域内で飼養されている豚及びいのしし（高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししとして知事が認めるもの並びに哺乳豚を除く。）
- ・実施の期日：令和元年10月25日から令和2年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日
- ・注射、薬浴又は投薬の別及びその方法：皮下又は筋肉内注射法

2 ワクチン接種実施概要

本県が作成したワクチン接種プログラムで定めた接種計画に基づき、家畜防疫員および補助員が三重県内の養豚農場等に立ち入り、ワクチン接種を実施します。

- ・対象農場等：70農場（養豚農場52農場、愛玩・展示用豚及びいのしし農場18農場）
- ・接種対象頭数（初回）：103,000頭（ワクチン5,150本）
- ・接種開始日：令和元年10月25日（金）
- ・初回接種終了予定期：接種開始後10日以内

3 取材について

ワクチン接種開始日の現場取材については、家畜防疫上の観点から、こちらで取材可能な場所を設定する予定です。詳細については、現在調整中ですので、10月23日（水）に改めてお知らせします。

※参考

【家畜伝染病予防法（昭和二十六年五月三十一日法律第百六十六号）】

第五条

都道府県知事は、農林水産省令の定めるところにより、家畜又はその死体の所有者に対し、家畜又はその死体について、家畜伝染病又は届出伝染病（以下「監視伝染病」と総称する。）の発生を予防し、又はその発生を予察するため必要があるときは、その発生の状況及び動向（以下この条において「発生の状況等」という。）を把握するための家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、農林水産省令で定める手続に従い、その実施期日の十日前までに次に掲げる事項を公示して行う。ただし、緊急の場合には、その期間を三日まで短縮することができる。

一 実施の目的

二 実施する区域

三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

四 実施の期日

五 検査の方法

（3以下、略）

第六条

都道府県知事は、特定疾病（第四条の二第五項の検査の実施の目的として公示されたもの）いう。以下同じ。又は監視伝染病の発生を予防するため必要があるときは、家畜の所有者に対し、家畜について家畜防疫員の注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定による命令には、前条第二項の規定を準用する。この場合において、同項第五号中「検査の」とあるのは、「注射、薬浴又は投薬の別及びその」と読み替えるものとする。